

## 清 掃 作 業 仕 様 書

### 1. 実施場所

米子市皆生温泉 3-18-3 米子市皆生市民プール

### 2. 期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

### 3. 作業概要

(1) 日常清掃・・・毎日又は週間を単位に応じて常時行なう。

### 4. 清掃作業員

清掃作業員は常駐とする。

### 5. 作業工程

(1) 清掃作業の工程は、甲の定める清掃作業基準表による。

### 6. 作業に当たっての留意する事項

(1) 来館者並びに建物、工作物、器具、備品、図書等に損害を与えたとき、又は棄損を発見したときは、直ちに甲に報告し、その指示を受けること。

(2) 甲の業務に支障を与えないこと。

(3) 塵埃を飛散させないこと。

(4) 火気には特に留意し、引火性物質は努めて使用しないこと。

(5) 不衛生な処置を取らないこと。

### 7. 日常清掃

日常清掃は、次の各項の作業を行なう。

#### (1) 塵払い

床、壁等で普段手の届く範囲は、ハタキ又は電気クリーナーを使用し入念に塵払いする。

#### (2) 床掃除

ア) 掃き掃除は、箒又は電気クリーナー等を使用する。備品等で容易に移動できる物は、移動して入念に行なう。

イ) ビニールタイル、モザイクタイル、石張り等は、掃き掃除の後、硬く絞ったモップで水拭きする。

ウ) カーペットタイル、ジュータンは、必要に応じて洗剤を使用してクリーニングを行なう。

(3) ステンレス、鏡、廊下階段等の手すり部、ガラスは乾布で入念に拭くこと。乾布で落ちにくい汚れは、洗剤を使用してつやだしを行なう。

#### (4) その他

ア) 机、カウンター、窓枠、窓台等は、塵払いの後雑巾拭きを行なう。

イ) 便所の汚物入れ等は、汚物を所定の場所に回収し、容器の内外を水洗いする。

ウ) 便器、洗面器、流し等は、実情に応じて洗浄し、定期的に洗剤を使用して掃除すること。

エ) 茶殻、タバコの吸殻、紙屑等は、所定の場所に回収し容器は水洗いする。

オ) 出入り口等の備え付マットは、泥、塵等を取り除き、必要に応じて水洗いして乾燥後備え付ける。

カ) 扉、壁及びポール、パネル等の手垢のついた部分は、洗剤等を使用して入念に拭き取ること。

キ) 衛生消耗品（トイレットペーパー等）は必要に応じて補充すること。

### 8. その他

ア) 休館日は清掃を要しない（毎週水曜日）。但し、水曜日が祝祭日にあたる場合は清掃を要する。

イ) 年末年始は、清掃を要しない（12月29日から1月3日）。